

廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する政策評価（事前評価）実施要領

平成14年10月3日
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長決定

1 通則

市町村、都道府県及び民間事業者等（以下「市町村等」という。）が行う廃棄物処理施設の整備事業に対する国庫補助金（以下「補助金」という。）に関する政策評価については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）、同法施行令（平成13年政令第323号）、政策評価に関する基本方針（平成13年12月28日閣議決定）及び環境省政策評価基本計画（平成14年4月1日）の規定によるほか、この実施要領の定めるところによる。

2 評価の対象

市町村等が補助金の交付を受けて行う廃棄物処理施設の整備事業であって、国庫補助対象事業費（当該事業が複数年度に渡る事業である場合は、複数年度の事業全体の国庫補助対象事業費）が10億円以上を要することが見込まれる個々の事業（以下「評価対象補助事業」という。）を評価の対象とする。

ただし、災害等による施設の復旧事業については、評価の対象から除くものとする。

3 評価の実施時期

評価対象補助事業の国庫補助の採択の決定に併せて、当該評価対象補助事業の評価を行うものとする。

4 評価の担当課室

廃棄物処理施設整備の個々の国庫補助事業を所管する大臣官房廃棄物・リサイクル対策部内の課又は室において、当該評価対象補助事業の評価を担当するものとする。

5 評価の手順・方法

市町村等が、補助金の申請に当たり提出する事業計画書において当該評価対象補助事業に関して自ら実施する費用対効果分析の結果を踏まえ、評価対象補助事業の必要性、効率性及び有効性の観点等から費用対効果分析を実施すること等により、当該評価対象補助事業の評価を行うものとする。

なお、費用対効果分析の実施については「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析について」（平成12年3月10日衛環第18号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）の別添資料に準じて行うものとする。

6 評価結果の取扱い

評価結果は、国庫補助対象事業としての採否の決定に活用するほか、廃棄物処理施設の整備方策等の検討に活用するものとする。

また、個々の事業に対する評価結果については、別紙様式1及び2による評価書を作成の上、大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

平成〇〇年度廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業
に関する事前評価結果（〇〇施設整備事業第 回）

平成 年 月 日
環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部
〇〇〇〇課（室）

1 対象政策

2 概 要

3 評価内容

廃棄物処理施設整備国庫補助事業に関する政策評価について

1 行政機関が行う政策の評価について

行政機関（各省等）は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号、以下「法」という。）及び同法施行令（平成13年政令第323号、以下「令」という。）に基づき、その所掌に係る政策について、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

（1）政策の評価に関する基本的な方針の設定

- 政府による政策評価に関する基本方針の設定（法第5条）
政策評価に関する基本方針（平成13年12月28日閣議決定）
- 各省の長による政策評価に関する基本計画の設定（法第6条）
環境省政策評価基本計画（平成14年4月1日）
「事前評価の実施方法については、別途政策分野ごとに定める」

（2）政策評価の実施

- 政策評価の実施主体（法第2条）
行政機関（内閣府、各省、公正取引委員会その他）の長
- 事前評価の実施の対象となる施策（法第9条、令第3条）
国民生活、社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は多額の費用を要することが見込まれ、政策効果の把握の手法等が開発されているもので政令で定めるもの。
 - ・ 個々の公共的な建設事業であって10億円以上の費用が見込まれるもの
 - ・ 個々の公共的な建設事業であって10億円以上の費用が見込まれるものに対する補助事業
 - ・ その他（10億円以上の個々の研究開発事業、政府開発援助等）
- 事後評価の実施等（法第7条、第8条）
行政機関の長は、事後評価の実施計画を定め、その計画に基づき事後評価を行わなければならない。
- 政策評価の在り方（法第3条第2項）
政策評価は、政策の特性に応じた合理的な手法により、できる限り定量的に把握し、政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見を活用

（3）その他

- 評価書の作成（法第10条）
行政機関の長は政策評価に関する報告書を作成、総務大臣に通知し、公表する。

2 廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する政策評価実施要領の設定について

廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業（一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設等の整備事業に対する補助事業）について政策評価に係る実施要領を設定し、平成14年4月以降の国庫補助採択事業から適用することとする。

- 政策評価の担当課室
廃棄物処理施設整備に対する各種国庫補助事業を所管する課又は室（廃棄物対策課、産業廃棄物課、その他）
- 政策評価の実施の対象
市町村、都道府県、民間事業者等が実施する廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業であって、当該国庫補助対象額（当該事業が複数年度に渡る場合は、複数年度の事業全体の費用）が10億円以上の費用が見込まれる個々の事業（基幹改良事業を含む。）
ただし、令に基づき修繕工事は対象外であるため、災害復旧事業は対象外とする。
- 政策評価の実施の時期
国庫補助採択の決定（国庫補助の内示）に併せて、評価を実施
- 政策評価の手法
費用対効果分析により評価を実施
「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析について」（平成12年3月10日衛環第18号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）別添資料に準じて実施
- その他
評価結果については、評価書を作成の上、大臣官房政策評価広報課に提出